

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・ ・		法人名		()	
特 定 法 人 の 名 称 等	1	(第 号該当法人)	期 首 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額	12	円		
本店又は主たる事務所の所在地	2		翌 期 5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (25の計)	13			
資 源 開 発 投 資 法 人 等 の 認 定	3	昭 平 第 号	繰 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額 (26の計)	14			
特 定 株 式 等 の 認 定	4	昭 平 第 号	計 (13)+(14)	15			
当 期 積 立 額	5	円	当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (5)-(11)	16			
積 立 限 度 額 の 計 算	6	平 ・ ・	期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (12)-(15)+(16)	17			
(6) の 特 定 株 式 等 の うち 期 末 に 有 す る も の の 取 得 価 額	7	円	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	18			
同 上 の $\frac{30 \text{ 又 は } 90}{100}$ 相 当 額	8		差 引 (18)-(17)	19			
取 得 年 度 に 特 定 株 式 等 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し た 金 額			当 期 貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (19)-((5)-(10)-(前期の(10)))	20			
積 立 限 度 (8)-(9)			当 期 分 当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (11)+(20)	21			
積 立 限 度 超 過 額 (5)-(10)	11		前 期 分 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22			
益 金 算 入 額 の 計 算							
積 立 事 業 年 度	当初の積立額のうち損金算入額	期 首 現 在 の 準 備 金 額	当 期 益 金 算 入 額	5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) $\times \frac{60}{60}$	(25) 以外の場合	翌 期 繰 越 額 (24)-(25)-(26)	
	23	24	25	26	27		
積 立 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日	円	円	円	円			円
積 立 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日							
当 期 分							
計		円	円	円			

P33参照

別表十二(一) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十二(一)「16」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項第1号」若しくは「第55条第9項」又は「平成26年旧措置法第55条第1項第1号」若しくは「平成26年旧措置法第55条第9項」	00188	「16」の欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項第2号」若しくは「第55条第9項」又は「平成26年旧措置法第55条第1項第2号」若しくは「平成26年旧措置法第55条第9項」	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項第3号」若しくは「第55条第9項」又は「平成26年旧措置法第55条第1項第3号」若しくは「平成26年旧措置法第55条第9項」	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項第4号」若しくは「第55条第9項」又は「平成26年旧措置法第55条第1項第4号」若しくは「平成26年旧措置法第55条第9項」	00191	

※ 「第55条第9項」は企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。